

広島県告示第六百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年七月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

安芸津停車場線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市安芸津町三津字安永築地四二二六番二地先から 東広島市安芸津町三津字西之原四二四七番一 地先まで		一三・五〇 三四・八〇	一五・一〇 四二・〇〇	四八・二〇	
	新	四八・二〇			